

函館ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市が商標登録している函館ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用方法、使用承認の基準、手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークのデザインおよび使用方法等は、「別記マニュアル」のとおりとする。

(使用承認の基準)

第3条 ロゴマークの使用承認の基準は、別表のとおりとする。

(使用承認)

第4条 ロゴマークを使用する場合は、市長の使用承認を受けなければならない。ただし、市が使用する場または市が主催する事業等で使用する場合は、この限りでない。

(使用料等)

第5条 ロゴマークの使用承認の手続きに係る費用および使用料は、無料とする。

2 ロゴマークの使用に係る経費については、当該使用者の負担とする。

(使用承認の申請)

第6条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、函館ロゴマーク使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書のほか、市長は、その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用承認の決定)

第7条 市長は、前条の規定により使用承認の申請があった場合には、当該申請に係る内容が、使用方法および使用承認の基準に適合するかどうかを審査のうえ、市長は、前条の規定により使用承認の申請があった場合には、速やかに使用承認の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 函館市の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関係すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) その他市長が使用承認をすることを不相当と認めた場合

(使用承認の付与)

第8条 市長は、使用承認をすることと決定したときは、速やかに申請者に函館ロゴマーク使用承認決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、ロゴマークのデータを引き渡すものとする。

2 市長は、前条の規定により使用承認をしないことと決定した場合には、速やかに申請者に函館ロゴマーク使用不承認通知書（第3号様式）により通知しなければならない。

(遵守事項)

第9条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容に沿った適正な使用を行うこと。
- (2) ロゴマークを使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。

（使用方法の変更）

第10条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更しようとするときは、事前に函館ロゴマーク使用承認変更申請書（第4号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

（使用停止等）

第11条 使用者はロゴマークの使用を取り止め、または承認基準を満たさなくなったときは、速やかに、函館ロゴマーク使用取り止め届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、届出日をもってロゴマーク使用を直ちに停止しなければならない。

（使用承認の取り消し）

第12条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、その旨を当該使用者に通知する。（1）第9条の遵守事項に違反したとき。

（2）偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。

（3）虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。

（4）その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、函館ロゴマーク使用承認取消通知書（第6号様式）により当該決定を取り消された使用者に通知するものとする。

（責任の制限）

第13条 前条の規定によりロゴマークの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

函館ロゴマークの使用承認基準

1 販売用の商品の場合

商品の区分		函館ロゴマークの使用対象となる基準	所管部局 (申請の受付 および許可)
1	農産物	<ul style="list-style-type: none"> ・JAS法に基づく「品質表示基準制度」で表示が義務付けられている原産地が「函館市」であるもの。 ※属地主義による。 ただし、「函館市に住所を有する者」が他の行政区域内で生産したものを含む。	農林水産部
2	畜産物		
3	林産物		
4	水産物	<ul style="list-style-type: none"> ・JAS法に基づく「品質表示基準制度」で表示が義務付けられている原産地が「函館沿岸」、「函館近海」、ならびに「函館市管内の漁港および港湾」であるもの。 	
5	1～4以外の食品	(1) 使用者 <ul style="list-style-type: none"> ・使用者は、函館市内に本社、支社、営業所、事務所、工場などの事業所を置く者に限る。 ただし、函館のイメージアップが図られ、または高い宣伝効果が得られると市長が認める商品については、函館市以外の行政区域の者の使用を認める。(基準は別途定める。) (2) 製造場所 <ul style="list-style-type: none"> ・使用できる商品は、国内で製造されたものに限る。 	経済部
6	食品以外の商品	<ul style="list-style-type: none"> ・函館ロゴマークを使用することで、函館のイメージアップが図られ、または高い宣伝効果が得られる商品。 	

2 販売用の商品以外の場合

区分	函館ロゴマークの使用対象となる基準	所管部局 (申請の受付 および許可)
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に定めている基準等はありません。 	観光部

(第1号様式)

函館ロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

申請者 住所：〒
団体名（氏名）：
代表者役職氏名：
(担当者名)

電話：

E-mail：

※市外の者が使用する場合は、下記に函館市内の事業所名および所在地を記載すること。

事業所名：

所在地：

函館ロゴマークを使用したく、次のとおり申請いたします。

1 使用の対象	① 販売用の商品 ② その他 ()
	①販売用商品の場合は、以下の欄に記入してください。 ・商品分類 () ・商品名称 () ・原産地または製造場所等 () ・商品の概要 入数またはグラム数 () 小売価格 円 (税込み・税抜き)
2 使用方法等	①使用方法(いずれかに○) ・パッケージに印刷 (印刷箇所) ・シールを使用 (貼付箇所) ・商品本体のデザインとして使用 (具体的な使用方法) ②製造(使用)予定数量 () ③その他特記事項

【遵守事項】

- 1 使用デザイン案および会社等の事業内容がわかる資料を添付してください。
- 2 上記の目的および方法以外の使用は禁じます。
- 3 著作権、人権、肖像権、商標権等を侵害する行為は禁じます。
- 4 このロゴマークは、市の推奨品であることを示すマークではありません。
- 5 その他詳細については、担当者の指示に従ってください。

(第4号様式)

函館ロゴマーク使用承認変更申請書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

申請者 住 所：〒
団体名（氏名）：
代表者役職氏名：
（担当者名）
電 話：
E-mail：

年 月 日付けで使用承認を受けた「函館ロゴマーク」について、次のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

1 使用の対象

2 変更内容

(第5号様式)

函館ロゴマーク使用取り止め届出書

令和 年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

申請者 住 所：〒
団体名（氏名）：
代表者役職氏名：
（担当者名）
電 話：
E-mail：

年 月 日付けで使用承認を受けた「函館ロゴマーク」について、次のとおり使用を取り止めます。

記

1 取り止め理由

(別記)

函館市ロゴマーク
マニュアル



基本的な表示(マークのみ)

<カラー指定>



<顔字>

基本色

C:0 M:90 Y:40 K:0 (プロセスカラー)

DIC:C-38 (特色,DICカラー)

HAKODATE

<市名>

Black(K):100



HAKODATE

<モノクロ指定>



<顔字><市名>

Black(K):100

※特色1色刷りの場合は
その色の100%

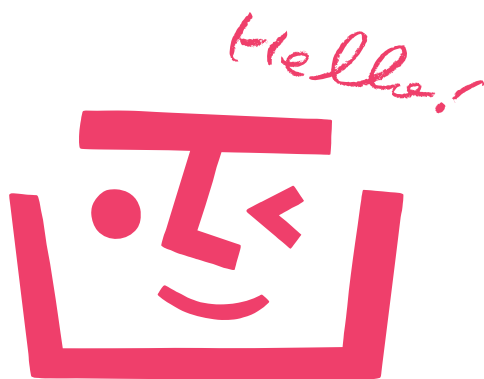
HAKODATE



HAKODATE

フレーズ+マークの表示

<カラー指定>



<顔字>

基本色

C:0 M:90 Y:40 K:0 (プロセスカラー)

DIC:C-38 (特色,DICカラー)

HAKODATE

<市名>

Black(K):100

Hello!



HAKODATE

<モノクロ指定>



<顔字><市名>

Black(K):100

※特色1色刷りの場合は
その色の100%

HAKODATE

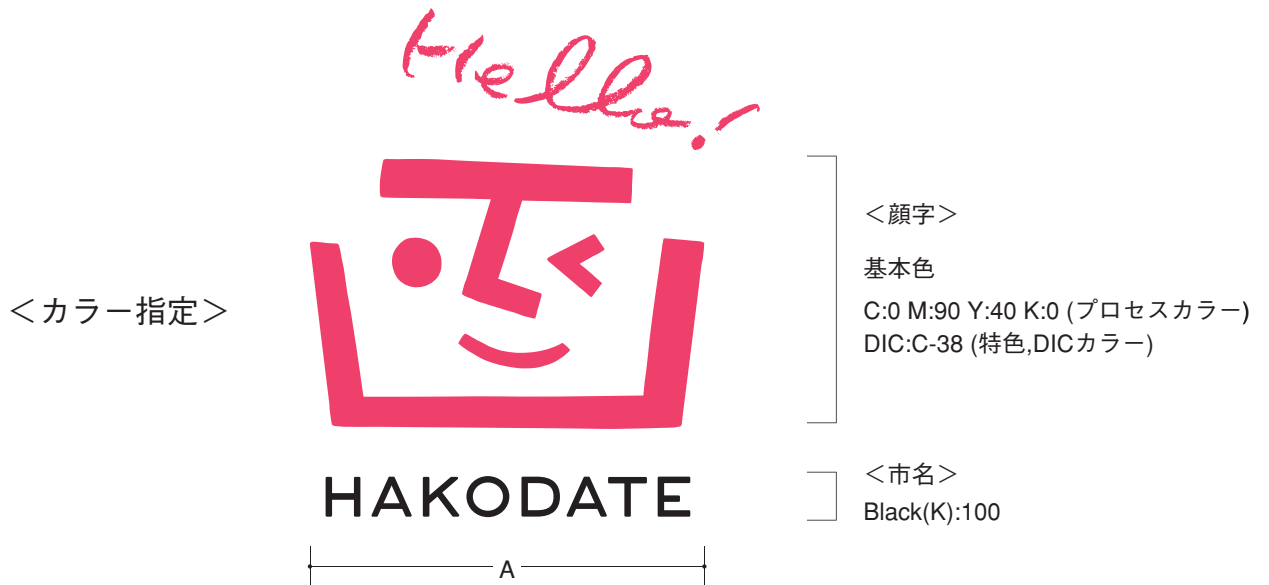
Hello!



HAKODATE

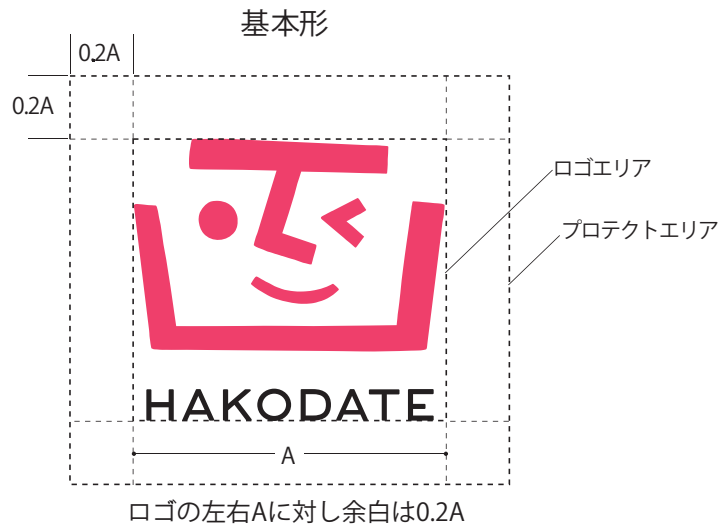
フレーズ+マークの表示 / 1.5cm以下

マークのサイズ(A)が1.5cm以下の場合は下記を使用するものとする



ロゴエリア(マークのみ)

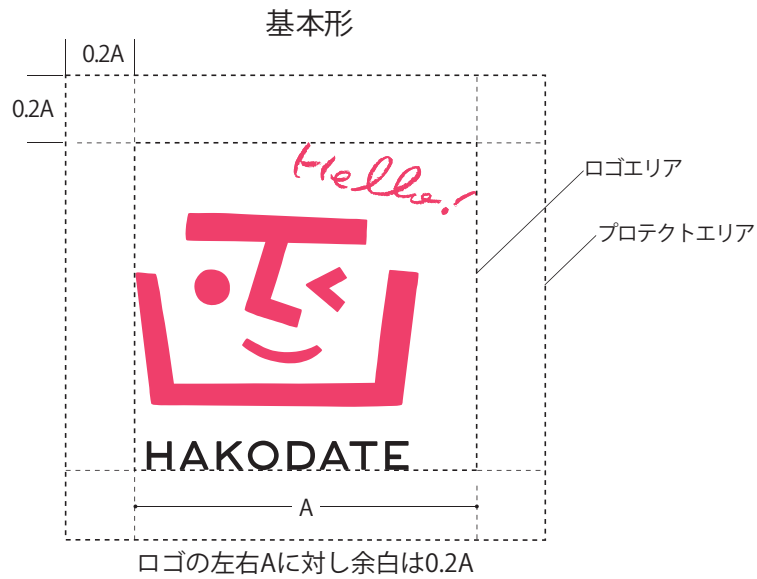
プロテクトエリア内には文字や罫線を入れることができません



※円形内のロゴの位置は任意とします ※円形枠は罫線なしとします

ロゴエリア(フレーズ+マーク)/通常サイズ

プロテクトエリア内には文字や罫線を入れることができません



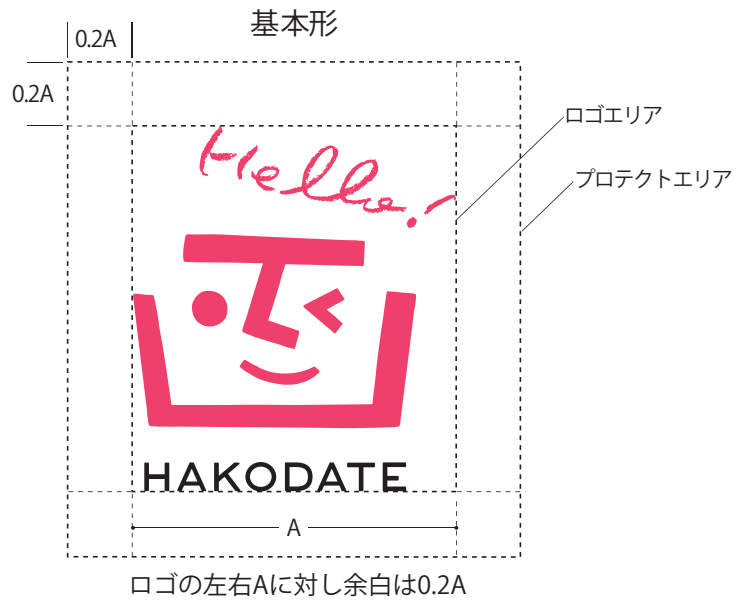
白い円形で囲む場合



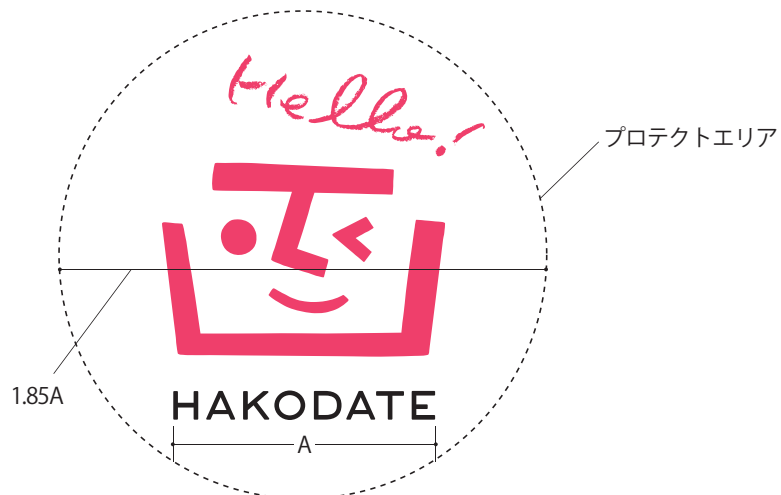
※円形内のロゴの位置は任意とします ※円形枠は罫線なしとします

ロゴエリア(フレーズ+マーク)／A=1.5cm以下

プロテクトエリア内には文字や罫線を入れることができません



白い円形で囲む場合



ロゴの左右Aに対しAの直径は1.85A

※円形内のロゴの位置は任意とします ※円形枠は罫線なしとします

マークを円形で囲む

濃い地色や写真の上に使用する場合は白い円形で囲むことができます

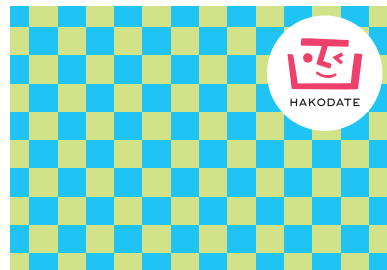
<カラー指定>



<モノクロ指定>



※通常は白丸を使用



フレーズ+マークを円形で囲む／1.5cm以下

濃い地色や写真の上に使用する場合は白い円形で囲むことができます

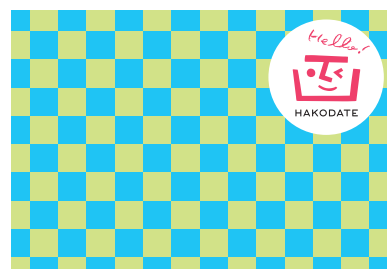
<カラー指定>



<モノクロ指定>



※通常は白丸を使用



使用禁止例

函館ロゴマークの信用と品位を保ち、誤ったイメージを避けるために
下記に抵触する使用を禁じます

×
<顔字>と<市名>のバランスを変える



×
指定以外の色を使う



×
ボカシなどの効果



×
影をつける



×
デザイン要素を加える



×
白くくり



×
マークを変形する



×
マークを描き変える



そのほか、著しくマークの印象を損ねる使用を禁じます

ヨコ組マークの場合も上記に準ずるものとします

Hello!



HAKODATE



HAKODATE

禁止事項

下記の事項に抵触する場合はマークの使用を禁じます

1. 函館市による許諾のない場合
2. 函館市の品位を傷つけ、またロゴマーク制定の趣旨に反すると認められる場合
3. 独自のシンボルマーク、ロゴマーク、商標等として、独占的に使用すること
4. マニュアルで指定されている使用規定に違反する場合

その他

本マニュアルに記載のないもの、および使用に関し疑義が生じた場合には、事前にご相談下さい